

助成金交付までの流れ

良好な景観づくりのために行なった建築物等の行為に要した費用の一部について、助成をしています。

経 費	助 成 限 度	
	率	金額(円)
① 住宅、店舗の新增築に係る部分の固定資産税額に相当する額(3年間分)	10 — 10 以内	100,000
② その他町長が、うるおいのある美しいまちづくり実現に必要と認めた行為に要する経費	その都度町長が定める金額とする。	

